

JIPDEC

個人情報保護指針

新旧比較

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

## 目次

1. 改定のポイント .....	3
2. 新旧比較の見方（例） .....	3
3. 改定概要 .....	4
● 個人データの管理【4】 .....	4
■ 安全管理措置【4-2】 .....	4
■ 委託先の監督【4-4】 .....	4
● 個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について【5】 .....	5
● 個人データの第三者への提供【6】 .....	7
■ 第三者に該当しない場合【6-4】 .....	7
◆ 事業の承継【6-4-2】 .....	7
● 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等【8】 7	
■ 保有個人データに関する事項の本人への周知【8.1】 .....	7

## 1. 改定のポイント

ア) 個人情報保護委員会規則及びガイドラインの一部改正に伴う加筆修正

## 2. 新旧比較の見方（例）

この「JIPDEC 個人情報保護指針 新旧比較」は2022/4/1版の指針（旧）と2024/4/1版の指針（新）を比較したものである。

●本文（囲み文、説明文）【段落番号】	
（旧）	（新）
（囲み内） ・背景 : 白色 ・変更なし : 略 ・削除箇所 : 水色	（新） ・背景 : 白色 ・変更なし : 同左 ・新規追記 : 黄色
（説明文（枠外）） ・背景 : 水色 ・変更なし : 略 ・削除箇所 : 水色	（新） ・背景 : 水色 ・変更なし : 同左 ・新規追記箇所 : 黄色

### 3. 改定概要

JIPDEC 個人情報保護指針 新旧比較（旧：2022/4/1 版、新：2024/4/1 版）

#### ● 個人データの管理【4】

##### ■ 安全管理措置【4-2】

(旧)	(新)
略	同左
<p>対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的に必要かつ適切な措置を講じなければならない（外国において個人データを取り扱う場合には当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、これらの措置を講じなければならない。）。このような安全管理措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。</p> <p>JIPDEC 自主ルール（7）～（9）（略）</p>	<p>対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的に必要かつ適切な措置を講じなければならない（外国において個人データを取り扱う場合には当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、これらの措置を講じなければならない。）。このような安全管理措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。</p> <p>「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、対象事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該対象事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。</p> <p>JIPDEC 自主ルール（7）～（9）（同左）</p>

##### ■ 委託先の監督【4-4】

(旧)	(新)
略	同左
<p>(略)</p> <p>対象事業者は、自らが講ずべき安全管理措置と</p>	<p>(同左)</p> <p>対象事業者は、4-2. (安全管理措置) に基づき自</p>

<p>同等の措置が講じられるように、監督を行わなければならない。また、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の（１）～（３）のそれぞれについて、措置を講じなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>（１）適切な委託先の選定</p> <p>委託先の選定に当たっては、対象事業者が、委託先の社内体制、規程等を確認し、必要に応じて実地検査等を行うこと等により、委託先の安全管理措置が、少なくとも対象事業者に求められるものと同等であり、かつ、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。</p> <p>（２）（略）</p> <p>（３）（略）</p> <p>加えて、対象事業者は、委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対する監督を適切に果たしているかを確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。</p> <p>（略）</p>	<p>らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように、監督を行わなければならない。また、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の（１）～（３）のそれぞれについて、措置を講じなければならない。</p> <p>（同左）</p> <p>（１）適切な委託先の選定</p> <p>委託先の選定に当たっては、対象事業者が、委託先の社内体制、規程等を確認し、必要に応じて実地検査等を行うこと等により、委託先の安全管理措置が、少なくとも 4-2.（安全管理措置）で対象事業者に求められるものと同等であり、かつ、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。</p> <p>（２）（同左）</p> <p>（３）（同左）</p> <p>加えて、対象事業者は、委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対する監督を適切に果たすこと、及び再委託先が 4-2.（安全管理措置）に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。</p> <p>（同左）</p>
---	--

● 個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について【5】

(旧)	(新)
<p>1 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、</p>	<p>1 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規</p>

<p>個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、対象事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p>
<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) (略)</p> <p>漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う対象事業者である。</p> <p>個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発</p>	<p>(同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある当該対象事業者に対する行為による個人データ（当該対象事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) (同左)</p> <p>漏えい等報告の義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う対象事業者である。ただし、上記(3)に定める事態について漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている対象事業者である。</p> <p>個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データ又は個人情報を取り扱っており、又は取得しようとしていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告</p>

<p>生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される。また、委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</p> <p>(略)</p>	<p>義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される。また、委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。</p> <p>(同左)</p>
---	--

## ● 個人データの第三者への提供【6】

### ■ 第三者に該当しない場合【6-4】

#### ◆ 事業の承継【6-4-2】

(旧)	(新)
略	同左
<p>合併、<b>会社分割</b>、事業譲渡等、事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。</p> <p>(略)</p>	<p>合併、<b>分社化</b>、事業譲渡等、事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。</p> <p>(同左)</p>

## ● 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等【8】

### ■ 保有個人データに関する事項の本人への周知【8.1】

(旧)	(新)
(略)	(同左)
<p>当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は対象事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても対象事業者によ</p>	<p>当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は対象事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても対象事業者によ</p>

<p>て異なる。</p> <p>なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、通則ガイドラインに沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。</p> <p>(略)</p>	<p>て異なる。</p> <p>なお、当該安全管理のために講じた措置には、対象事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該対象事業者が保有個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれる。</p> <p>本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、通則ガイドラインに沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。</p> <p>(同左)</p>
--	---